

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険(資格・給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、国民健康保険に関する事務において使用する特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利及び利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他のリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利及び利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・国民健康保険(資格・給付)に関する事務については、運用・保守の一部を外部事業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する事項を契約に含めることで万全を期している。
・内部による不正利用の防止のため、パスワードによりシステム操作者を限定し、また使用記録を保持する等の対策を講じている。

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び都留市国民健康保険条例に基づく事務であって、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格に関する事務 ②給付に関する事務 ③資格継続事務 ④オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者情報の提供 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> <公金受取口座登録制度の開始に伴い、給付申請のあった被保険者の公金受取口座情報を本人の同意に基づき、情報照会により取得する業務(以下「公金受取口座関係事務」という。)></p>
③システムの名称	<p>1. 国民健康保険システム 2. 住民基本台帳システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 国保総合システム及び国保情報集約システム 5. 医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、給付情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座関係事務> ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・88・93・97・106・119の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第42・43・44・45の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 市民部 市民課 保険年金担当 TEL:0554-43-1111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 1.②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	
平成30年6月1日	I 1.③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
平成30年6月1日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令第24条	事前	
平成30年6月1日	I 4.法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45・46の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45の項	事後	
平成30年6月1日	I 5.②所属長	課長 鈴木 達郎	市民課長 髙橋 美咲	事後	
令和1年6月1日	I 5.②所属長の役職名	市民課長 髙橋 美咲	市民課長	事後	
令和2年4月1日	I 1.②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 <オンライン 資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	事後	
令和2年4月1日	I 1.③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和2年4月1日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令第24条 <オンライン 資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 4.法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年1月4日	I 1.③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバ等	1. 国民健康保険システム 2. 住民基本台帳システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 国保総合システム及び国保情報集約システム 5. 医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和4年1月4日	I 2.特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険資格情報ファイル (2)国民健康保険給付情報ファイル (3)国民健康保険賦課情報ファイル (4)国民健康保険収納情報ファイル	被保険者情報ファイル、給付情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和4年1月4日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8.実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年4月1日	I 1.②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	国民健康保険法及び都留市国民健康保険条例に基づく事務であって、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①資格に関する事務 ②給付に関する事務 ③資格継続事務 ⑤オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者情報の提供 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> <公金受取口座登録制度の開始に伴い、給付申請のあった被保険者の公金受取口座情報を本人の同意に基づき、情報照会により取得する業務(以下「公金受取口座関係事務」という。)>	事後	
令和5年4月1日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項第30 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第1 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座関係事務> ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和5年4月1日	I 4.②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・88・93・97・106・119の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第42・43・44・45の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅱ 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年11月28日 時点	事前	令和6年4月に国保情報集約システムがクラウドに移行されることに伴い、運用テストの開始前(令和6年1月)までに特定個人情報保護評価(PIA)を再実施する必要があるため
令和5年11月28日	Ⅱ 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年11月28日 時点	事前	同上